

EV・PHEVタクシーや環境性能の高い ユニバーサルデザイン (次世代UD) タクシーなどの

次世代タクシー導 助成制度で支援します!



助成対象者

(1) 一般乗用旅客自動車運送事業者 道路運送法 (昭和26年法律第183号) 第3条第1号八に規定する一般乗用旅客自動車運送事業を経営する者

(2) 上記に掲げる一般乗用旅客自動車運送事業者とリース契約を締結するリース事業者

助成対象自動車

EVタクシー、PHEVタクシー及び次世代UDタクシー*1

- ・令和6年4月1日から令和7年3月31日までの間に初度登録され、代金の支払いが完了している自動車(中古を除く。)※2 であること。ただし、初度登録をした日から起算して1年以内又は、国の額確定通知日から4か月以内に申請すること。
- ・東京都内に使用の本拠の位置を有すること。
- ・車両の更新である場合は助成対象自動車以外の車両からの更新であること。
- ※1 次世代UDタクシーとは、ハイブリッド自動車であって車いすのまま乗降できるスロープ又はリフトを初度登録時に 装備しているタクシー車両です。
- ※2 令和7年3月31日までに初度登録が間に合わない場合は事前申請を行うことにより、令和8年度の初度登録でも 助成を受けることが可能。

詳しくは、下記クール・ネット東京ホームページ内の手続きの手引きをご覧ください。

お問い合わせ先



東京都地球温暖化防止活動推進センター (クール・ネット東京) モビリティチーム

TEL: 050-3155-5646 Eメール: cnt-toshiene@tokyokankyo.jp 受付時間: 月曜日〜金曜日(祝祭日・年末年始を除く。) 9:00~17:00 (12:00~13:00を除く。)



助成額等

①EVタクシー

個人事業主・中小規模事業者 $^{\pm 1}$ 助成金額 = 車両本体価格 × 1/2 (上限160万円、千円未満切捨て) 中小規模事業者以外 助成金額 = 車両本体価格 × 1/4 (上限100万円、千円未満切捨て) 国補助併用の場合 $^{\pm 2}$ 助成金額 = 車両本体価格 × 1/4 (上限60万円、千円未満切捨て)

②PHEVタクシー

個人事業主・中小規模事業者 $^{\pm 1}$ 助成金額 = 車両本体価格 × 2/5 ($\underline{}$ ($\underline{}$ ($\underline{}$) 上限160万円、千円未満切捨て) 中小規模事業者以外 助成金額 = 車両本体価格 × 1/5 ($\underline{}$ ($\underline{}$) 上限100万円、千円未満切捨て) 国補助併用の場合 $^{\pm 2}$ 助成金額 = 車両本体価格 × 1/5 ($\underline{}$ ($\underline{}$) 上限60万円、千円未満切捨て)

③次世代UDタクシー(レベル1等)

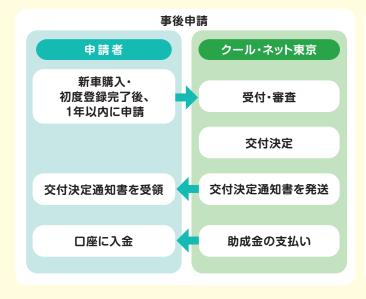
個人事業主・中小規模事業者^{注1} 助成金額 = 100万円 中小規模事業者以外 助成金額 = 60万円 国補助併用の場合^{注2} 助成金額 = 40万円

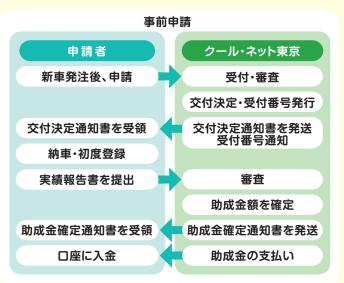
次世代UDタクシー(レベル準1等)

個人事業主・中小規模事業者^{注1} 助成金額 = 67万円 中小規模事業者以外 助成金額 = 40万円 国補助併用の場合^{注2} 助成金額 = 27万円

- 注1 中小企業基本法 (昭和38年法律第154号) 第2条第1項各号に規定する中小企業者かつ 会社又は個人であって使用台数200台未満の事業者
- 注2 国補助併用の場合とは、本補助申請後に国の補助を受けた場合も該当

申請手続き





申請期限 令和7年3月31日(月)必着(オンライン申請の場合)

※郵送・窓口の場合は令和7年3月31日(月)必着 事前申請の場合:令和7年1月31日(金)必着(オンラインのみ)